

V. 基本計画

1. 基本方針

これまでにまとめた現況の条件及び、3回のワークショップ、土地所有者、スポーツ施設利用者へのアンケート調査結果を踏まえて、志木第一号緑地の基本方針を次のように設定します。

「自然とのふれあいを大切にし、スポーツも楽しめる緑地整備」

ここで、「自然とのふれあい」とは、

- ・現在の荒川河川緑地の持つ自然的資源を最大限に生かします。
- ・見晴らしのよい堤防上での散策を促進します。
- ・現在も営まれている農業の田園風景の保全と農業体験への参加を促進します。
- ・河川の水辺景観の保全と生態系観察の場を設けます。

・・・「スポーツを楽しむ」とは、

- ・現在利用されている野球、サッカー、テニス等のスポーツ施設の集約化による利便性の向上及び施設の充実を図ります。
- ・堤防上や水際、田園地帯での園路整備により、ジョギングや散策などの健康増進を図るとともに、歩車の分離により歩行者の安全性を確保します。

2. ゾーニングの検討

基本方針を基にゾーニング及び導入施設の検討を行います。

a. スポーツレクリエーションゾーン

現在、南側にあるスポーツ施設（サッカー、タッチラグビー、パークゴルフ）を北側のスポーツレクリエーションゾーンに集約するとともに、グラウンドやテニスコート（4面）の増設により、施設の充実を図ります。駐車場は、東側道路沿にまとめて確保します。

スポーツレクリエーションゾーンの外周には、歩道を整備し、歩車の分離を図るとともに、高木の並木により緑陰を確保します。

b. 田園ふれあいゾーン

現在ある水田を生かす形で畦道を整備し、散策をしやすくします。

敷地南側にあるスポーツ施設は北側へ移すことにより、ここを家族で楽しめる「自然とのふれあい広場」（草地）とします。

広場の外周には、花木を列植し、お花見も楽しめるようにします。

駐車場は、東側道路沿にまとめて確保します。

敷地内に残る水路は、浚渫してきれいに清掃するとともに、南側の休耕地の一部を湿地化して、水生植物や鳥、昆虫類の観察広場（ビオトープ）とします。

自然とのふれあい広場に隣接する菖蒲園は、拡大して充実を図ります。

c. 水辺の散策ゾーン

河川護岸付近は、草が繁茂して水面が見えないため、草刈をして所々に休憩スペースを設けます。それとともに、河川沿に歩ける踏分けみちを整備します。

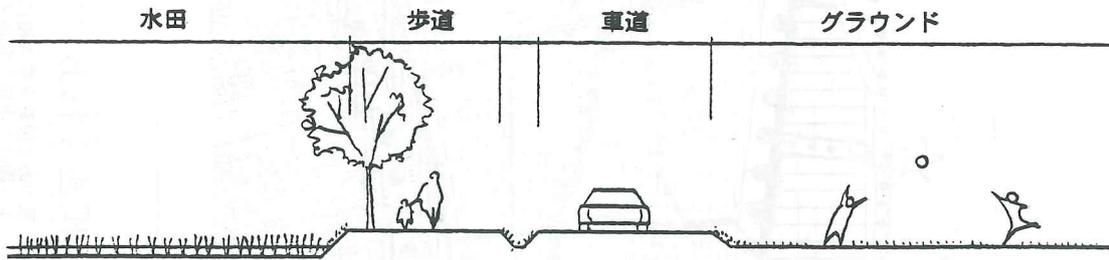
散策ゾーンに沿ってある既存のスポーツ広場の一部をバーベキュー広場として開放します。

d. みはらしの土手ゾーン

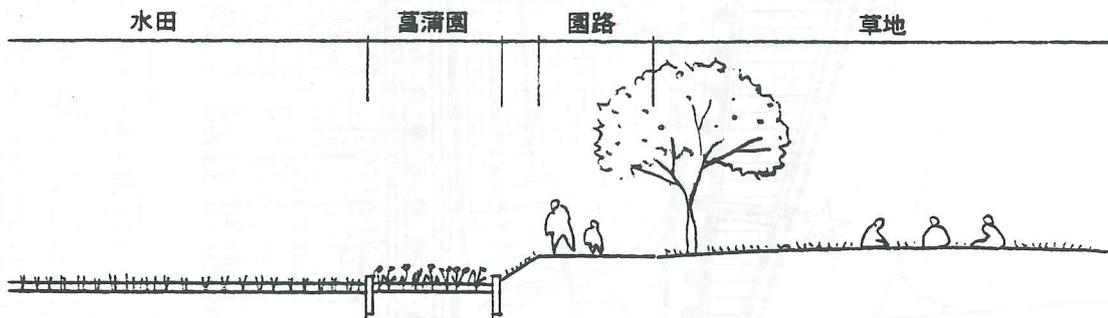
堤防上の通路は、今後もジョギング、散歩等の利用を促進するとともに、土手の法尻には、四季の花を植え、河川緑地のランドマークとします。

■環境保全に配慮した歩道・園路のイメージ

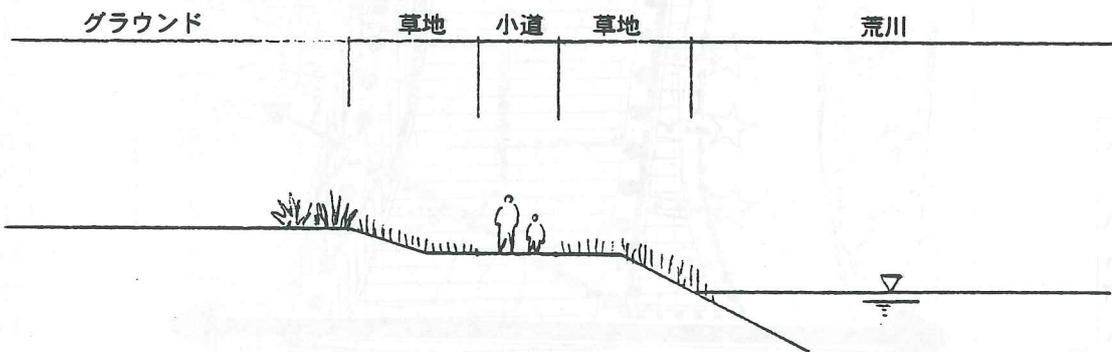
① 東側道路



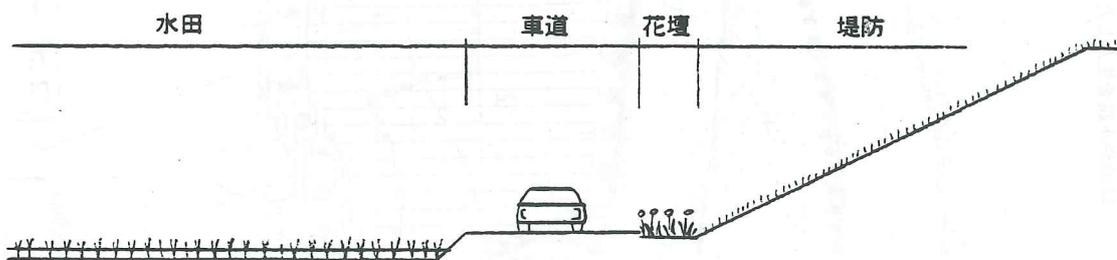
② 自然とのふれあい広場



③ 水辺の散策ゾーン



④ みはらしの土手ゾーン (堤防法尻)



3. ゾーニング図

(空間構成、動線、視点場)

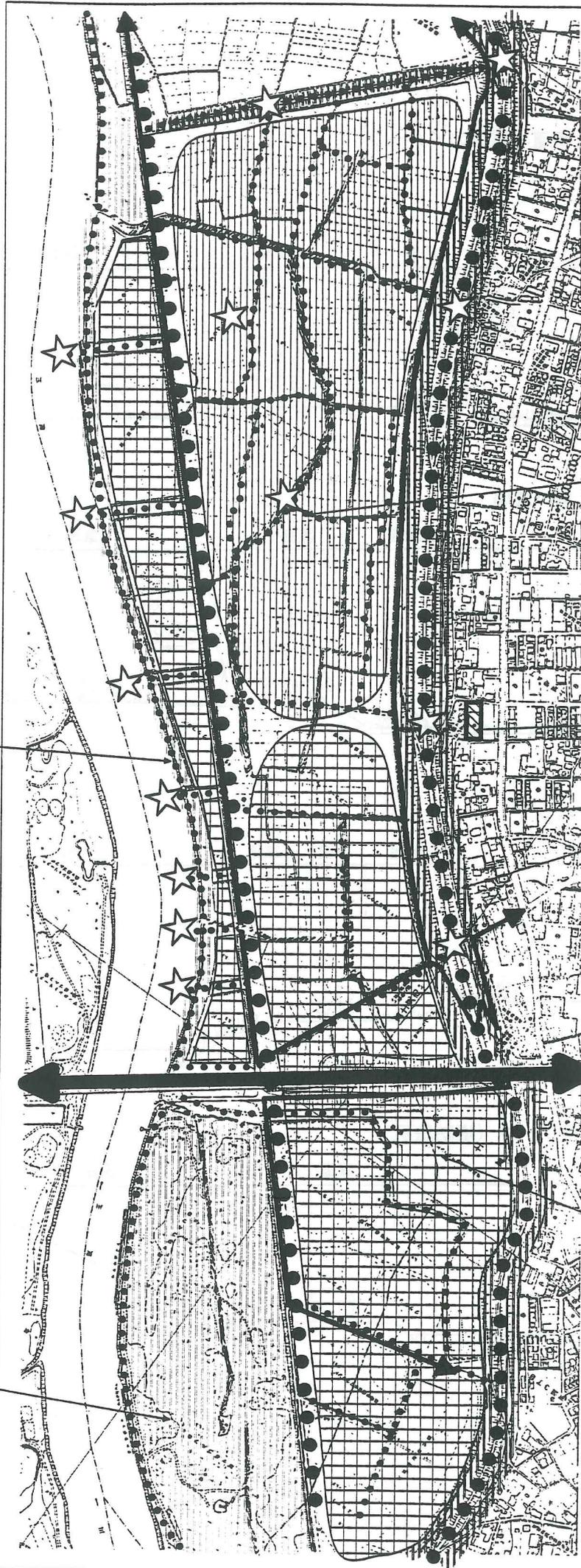
水辺の散策ゾーン

- ・低水敷きは草地とし、その中に小道を設ける。
- ・所々に親水広場を設ける。

水辺のレクリエーションゾーン

- ・緑地や水路を生かしたゴルフ場

S=1/6,000



秋ヶ瀬スポーツセンター

みはらしの土手ゾーン

- ・サイクリングやジョギングに最適な道となるよう整備する。
- ・土手の法面は四季の花の咲くランドマークとなるよう整備する。

スポーツレクリエーションゾーン

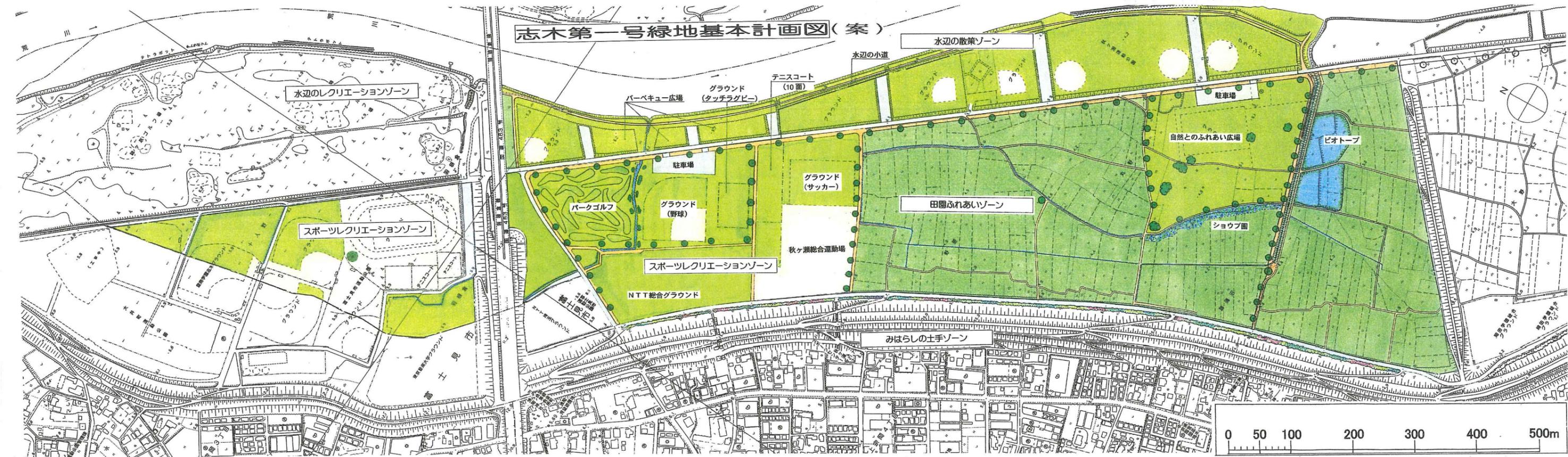
- ・スポーツ施設を北側と河川沿いに集約する
- ・敷地に残る水路は生かす形で整備する。

田園ふれあいゾーン

- ・農のある風景を最大限に生かすよう園路や水路を整備する。
- ・スポーツ施設を北側へ移し、ここを「自然とのふれあいの広場」とする。
- ・休耕地を使った自然の再生エリア(ヒオトープ)を作る。
- ・市民が利用できる市民農園を整備する。

車両動線 (主軸)
 歩行動線
 歩行動線
 (車両動線と歩行動線の重なる部分は歩車分離を図る。)
 水路敷の再生
 視点場

4. 基本計画図



5. 今後の課題と留意点

今後は、基本計画を基に次の段階へとステップを進めますが、未だ未確定な事、今後、交渉していかなければならない事、設計にあたって、の課題等を整理します。

また、基本計画案の作成にあたって、国土交通省との協議を行った結果についても掲載します。

①用地・占用に関して

- ・基本計画では、地権者へのアンケート調査を行い、その大まかな意向は把握できたが、今後の土地利用動向を見ながら計画案との整合を図る必要がある。
- ・設計を進める段階ごとに、河川敷地の占用、軽微な改変に伴う協議を河川管理者と引き続き行う必要がある。

②自然環境の保護に関して

- ・国の河川環境管理基本計画、県の荒川環境軸、市緑の基本計画における緑化重点地区等の位置付けから今後、河川の水辺生態系や植生の河川縦断的な連続性の確保など、十分に留意して設計を進める。
- ・河川敷に生息する生物の状態を把握し設計に反映させるため、年間を通した自然の環境調査等が必要である。

③設計に関して

- ・今後、基本設計、実施設計を進めるにあたって、地形測量及び地質調査を行い、グラウンド等スポーツ施設や道路、歩道等の設計条件を明らかにする必要がある。
- ・設計を進めるにあたり、交通弱者への配慮を優先したユニバーサルデザインを心がける。
歩行段差の解消、スロープ勾配4~5%を目標とし、現状の急勾配を解消するよう設計に反映させる。
- ・舗装材は、土系舗装を基本とし、環境に優しい素材を選択するとともに、歩き易さへの配慮も行う。
- ・植栽は、河川敷の条件に合った樹種を選択するとともに、生態系の保護に役立つよう考慮する。
また、生態系への配慮から樹林地等、密度の高い植栽の可能性についても河川管理者と協議が必要である。

④市民参加に関して

- ・今後は、基本計画のまとめを市の広報紙で紹介するとともに、基本計画ワークショップ参加者とは、引き続き設計段階でも意見交換を行う。
- ・市民ニーズのより極め細かな要望を把握するため、施設利用者への聞き取り調査が必要である。
- ・マナーの向上を図るため施設利用者に働きかけるとともに、緑地を管理・運営する市民グループの育成や清掃参加を呼びかける。
- ・自動車進入の時間規制や水際へのバイクの乗り入れ禁止等、今後の利用状況を見ながら検討する必要がある。
- ・市民グループや団体による河川敷でのイベントの開催や自然観察会等PRし、積極的な参加を呼びかける。